

【事業者様向け】

令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者様へ

# 復興しきん保証

【保証書表記名】 県伴走復興

【正式名称】 令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証

取扱い期間

R6.2.28~R6.12.27

返済据置期間

最大5年

金利5年間

0円

※6年目から年1%の金利負担が発生します

保証料

無料

## 対象者

災害救助法適用地域かつSN4号(R6能登地震)適用地域に事業所を有する以下いずれかの方※R6.7現在、野々市市、川北町を除く石川県内全域となっております。

● 事業設備に係る全半壊の罹災証明書等をお持ちの方

※全半壊以外の罹災証明書の場合、補助金交付決定通知が必要です

✓ 事業再建資金としてご利用ください

● セーフティネット4号認定をお持ちの方

(R6年能登半島地震に係るもの)

✓ 手元資金の補填にご利用ください



限度額 1億円(既存の伴走制度通算)

資金用途 設備・運転(借換利用不可)

期間 10年(据置5年)

本制度では、すでに保証枠に空きがない方でも、別枠(災害関連枠)をご利用いただけます。

詳しくは、石川県信用保証協会またはお取引金融機関さまへ  
ご相談ください

令和6年能登半島地震で被災され、  
今ある借入の返済にお悩みの方へ

返済見直しにかかる

# リスケ保証料が無料になります

【対象者】 事業用設備に係る  
事業者名で取得した罹災証明書等をお持ちの方

※提出猶予可能。被害の程度は問いません。

【対象制度】 ・ゼロゼロ融資保証 ・伴走支援保証 ・改善サポート保証(感染症)

申請期限：令和6年12月27日

## 通常

通常は、条件変更時に以下の費用が必要になります

### 保証料

金利  
手数料  
など



## 罹災証明書をお持ちの場合

条件変更時の追加保証料  
(リスケ保証料)が無料になります



金利  
手数料  
など※

※金利、手数料負担等については、  
お取引金融機関さまへ  
お問合せください

返済についてのご相談は、お取引先金融機関さま または当協会まで

【お問い合わせ先】

お電話でのご相談

経営支援課 **076-222-1550**

WEBでのご相談

